

平成 23 年度 第 15 回税制調査会後の記者会見録

日 時：平成 23 年 11 月 8 日（火）20 時 14 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○記者

今日は固定資産税を中心にいろいろな意見が出ましたけれども、この辺りの意見集約をどのように図っていくのか、今後、政務折衝を行うということですが、その辺りとの関連も含めて、今後のスケジュール感も含めてお願いします。

○五十嵐財務副大臣

これから、なお事務折衝もしていただいた上で、政務の折衝に入ります。それは、中旬よりちょっと後になりますかね。政務折衝は、そういうことになると思います。それから、12 月に入ればまとめの税調を連日開くということになると思いますので、そこでまた取り上げられるし、また必要があれば会長・会長代行会合のようなものがまた行われる可能性が高いと思います。まずは、もう少し整理を各役所間で行うということだと思います。

○記者

税調と直接関係はないのですが、今日、3 党間で復興財源の償還期間を 25 年とすることで合意をしました。今後、税の担当者で税目も含めて検討されると思うのですが、これが 24 年度改正のスケジュールに与える影響と、その中で 23 年度改正の積み残し分についても議論されるかと思うのですが、これが仮に全て成立しなかった場合、また積み残しが残った場合、24 年度改正や抜本改革にどのように関わってくるのかということをお願いします。

○五十嵐財務副大臣

当然、大きな影響があると思います。まだ 25 年の合意というのは、私のところへ正式に伺っておりません。なお、たばこ税の問題等が残っているのだらうと思います。3 党間の協議、党税調間の協議の推移を見させていただいて、それから正式な御報告と言いますか、決着を聞かせていただいてから、政府税調としてどう取り上げるかというのを検討させていただきたいと思っております。それに関連して、まだ残っている 23 年度税制改正の動向についても、ある程度 3 党の税調間でお話しになれば進むでしょうから、その結果も同時に見ていかなければならない。積み残しがあるのであれば、24 年度改正にそのまま一度乗せるのか、それとも仕切り直して別の形で決着を図るのかということも見ていかなければいけないと思います。そうしたものも見ながらやっていくので、場合によっては非常に税制改正大綱のスケジュールが更にタイトになる、つまり、後ろへずれて行くことはあり得ると思っておりますが、なるべくそうならないように各折衝を行っている方々をお願いしたいと思っております。

○記者

明日の団体のヒアリングに参加される団体とテーマについて、もうちょっと詳しく伺えますか。

○五十嵐財務副大臣

明日は、全国知事会、全国市長会、全国町村会、経団連、商工会議所、連合、そして税理士会ということでございます。これは昨年度と同じ団体を対象とするということであり、個別業界ではなく、横断的な制度提言を行っている団体を対象とするということで決めさせていただきました。

○記者

今日は時間がなくてできなかった社会保険診療報酬の特例の件というのは、次回、辻厚労副大臣から提起があるということになるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

これは、財務省が主に提起をすると思いますが、辻厚労副大臣からも当然お話があると思います。これは15日です。

○記者

それでは、15日に三谷政務官からということになるんですか。

○五十嵐財務副大臣

はい、そういうことになると思います。

○記者

それで、税調で議論をすることになるということですね。

○五十嵐財務副大臣

はい。

○記者

通貨取引開発税についてですが、今日は峰崎さんなどからは是非検討すべきだというふうな非常に前向きな御発言がありましたけれども、今後、新税ですから、様々な観点から詰めていかななくてはならない点があるかと思いますが、年内、時間的な制約がある中で、今後のスケジュール感といいますか、どの程度やっていけるものなのか、その辺の見通しを教えてくださいいただけますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

要するに、提案は出ているんですけども、具体案はまだ出ておりませんので、これは少し時間がかかると思います。ですから、大綱の中でどういう書きぶりになるのか、方向性としては検討項目になるだろうという予測はつきますけれども、まだ、どこまで踏み込めるのか、分かりません。今後の議論の動向を見た上でということになると思います。

○記者

事務方でもう少し詰めていかれるというふうなお話もありましたが、政府税調の中で、また専門家委員会、小委員会とか、そういったところでまたより詳細に詰めていったりという点はいかがでしょう。

○五十嵐財務副大臣

どういうことに落ち着くか、まだ分かりません。今日のところでは、まだ漠然とし過ぎて

いると思います。

○記者

減税による経済効果をどのように評価するかということで、非常にそこを見込むべきだという声は強いようですが、今のところ、税調でそれをどういうふうに評価するか、その手法等について、今、イメージなどはございますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

これは税目や租特の措置によって全然違って来るわけですから、一律には考えられない。要するに、減税の要求をされてくるところが、こういう効果があるはずだというそれなりの論理的な根拠をお示しいただいて、それに対して、やはりおかしいところがあれば指摘をする、また、それに答えるという形でやっていかざるを得ないものだと思います。ですから、一律的にこれを評価するとか、評価しないとかという話にはならないんだらうと思います。要するに、ちゃんと有効な効果があるということを証明できるように持ってきてくださいということが総務省の指摘でございますし、我々もそう思っております。

○記者

その場合に、有効かどうかというのを判断するときに、例えば第三者の評価を持ってくるとか、要求官庁がそのまま出した試算に対して税務当局が。

○五十嵐財務副大臣

当然、査定官庁は、それなりの視点でもって出してきた数字に信ぴょう性があるものかどうかを図るということになると思います。それはあくまでも効果でありまして、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則がそれでゆがむということはありません。あくまでも、恒久的な措置は恒久的な財源を必要とするということに変わりはない。ですから、これをもって波及効果を計算しているから、これをもって恒久的な財源の代わりにするということではないと思います。

[閉会]